

あやせ環境ネットワーク会則

(名 称)

第1条 この会は、あやせ環境ネットワーク（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、持続可能な社会づくりをめざす第3次綾瀬市環境基本計画（以下「計画」という。）に基づき市民、市民団体、事業者、事業者団体（以下、「市民、事業者等」という。）及び行政が協働して「環境負荷のない暮らしを実践し、持続可能なまちづくりを進める」ための活動を推進することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 計画に基づく市民、事業者等の行動の実践
- (2) 環境保全に関する情報提供及び普及啓発
- (3) 市民、事業者等のネットワークの推進
- (4) 計画の推進に関する各種提言及び要望
- (5) あやせ環境展実行委員会委員の推薦
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同して会員となる市民、事業者等をもって構成する。

2 会員の種別は、個人会員及び団体会員とする。

3 前項の規定により本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。

(資格の喪失等)

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 運営委員会において会員登録が抹消されたとき。

2 会員は、退会しようとするときは、会長に申し出なければならない。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名以内

(3) 運営委員 加入団体から各1名

プロジェクトチーム・リーダー及びプロジェクトチーム・サブリーダー

(4) 会 計 2名以内

(5) 監 査 1名

2 会長及び副会長は、選考委員会が選出し、総会で承認する。

3 会計及び監査は、会長が選任する。

4 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 会長及び副会長に欠員が生じた場合は、運営委員会が後任者を選任し、次の総会で承認を求める。

6 団体選出の運営委員が任期途中で交代した場合の後任者は、運営委員会において承認を得るものとする。

7 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。また副会長のうち、1名は統括プロジェクト・リーダーを兼務する。

(3) 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を遂行する。

(4) 会計は、会計事務を処理する。

(5) 監査は、会計を監査する。

(特別役員)

第8条 本会に顧問、相談役その他の特別役員を置くことができる。

2 顧問等の特別役員は、会長が推薦し、運営委員会に諮り、総会で承認を得る。

(会 議)

第9条 本会の会議は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 選考委員会

(4) 正副会長会議

(5) プロジェクトチーム・リーダー会議

(総 会)

第10条 総会は、原則として年1回会長が招集し、議長となる。

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

3 団体会員の議決権は、団体を代表する者1名とする。

4 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 活動方針に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (4) 会長及び副会長の選出に関すること。
- (5) 会則の改廃に関すること。
- (6) その他、本会の重要事項に関すること。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、役員で構成する。ただし、運営委員会に諮り、認められた者は出席することができる。

3 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 活動方針の立案に関すること。
- (2) 年間事業計画及び収支予算の策定に関すること。
- (3) 事業の推進に関すること。
- (4) プロジェクトチームの設置及び活動報告の受理に関すること。
- (5) 市民、事業者等への広報及び情報の収集・提供に関すること。
- (6) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(選考委員会)

第12条 選考委員会は、総会に提出する会長及び副会長の候補者を選出する。

2 選考委員会は、運営委員会委員の5名以上で組織し、会長及び副会長の候補者が総会において承認されるまでを任期とする。

(正副会長会議)

第13条 正副会長会議は、会長及び副会長で構成する。

2 正副会長会議は、会長が招集し、議長となる。

3 正副会長会議は、次の事項を審議する。

(1) 総会及び運営委員会の運営に関すること。

(2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(プロジェクトチーム・リーダー会議)

第14条 プロジェクトチーム・リーダー会議（以下「リーダー会議」という。）は、統括プロジェクト・リーダー、プロジェクトチーム・リーダー及びサブリーダーで構成する。

2 リーダー会議は、統括プロジェクト・リーダーが召集し、議長となる。

3 リーダー会議は、次の事項を審議する。

(1) プロジェクトチーム相互の連絡調整に関すること。

(2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(プロジェクトチーム)

第15条 第3条に規定する活動を具体化するために、別表に掲げるプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、会員をもって構成する。

3 プロジェクトチームにリーダー、サブリーダーを置き、チーム構成員の互選により定める。

4 プロジェクトチームは、活動方針に基づき活動計画書案を作成し、運営委員会に提出する。

5 プロジェクトチームは、運営委員会が決定した事業その他活動方針に基づく活動を実施し、活動内容を運営委員会に報告する。

(経 費)

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって当てる。

(会 費)

第17条 会員は、本会の運営のため総会において別に定める会費を毎年度5月末までに納入しなければならない。ただし、年度途中で加入した場合は、加入時に納入する。なお、納入した会費は返還しない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するため、事務局を綾瀬市環境政策主管課に置く。

(委 任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成21年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和6年4月19日から施行する。

別表（第15条関係）

プロジェクトチーム一覧表

名 称	活動内容
自然環境プロジェクトチーム	自然保護の推進など
生活環境プロジェクトチーム	ごみの減量化、資源化の推進など
地球環境プロジェクトチーム	地球温暖化対策の推進、省資源・省エネルギーの推進など
環境情報プロジェクトチーム	環境情報の収集、広報活動の推進など